

【薬局】個別指導における指摘事項(令和2年度)

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容
1 調剤全般に関する事項	1 処方箋の取扱い	処方箋の使用期間を超過した不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている。
		「処方」欄の用量に係る記載がない又は不適切なものにつき、処方医への疑義照会をせずに調剤を行っている。
		「処方」欄の用法に係る記載がない又は不適切なものにつき、処方医への疑義照会をせずに調剤を行っている。
	2 処方内容に関する薬学的確認	処方された医薬品と異なる医薬品を調剤している。
		薬剤の処方内容により禁忌投薬が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
		医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果(適応症)での処方が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
		医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているものについて、確認を適切に行っていない。
		医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているものについて、確認を適切に行っていない。
		過量投与が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
		倍量処方が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
		相互作用(併用禁忌・併用注意)が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
		重複投薬が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
		薬学的に問題がある多剤併用が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
		配合変化が起こる薬学的に問題がある混合が行われているものについて、確認を適切に行っていない。
投与期間の上限が設けられている医薬品のうち、その上限を超えて投与されているものについて、確認を適切に行っていない。		
投与期間の上限が設けられている医薬品について、投与開始日を確認していない。		

【薬局】個別指導における指摘事項(令和2年度)

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容
1 調剤全般に関する事項	2 処方内容に関する薬学的確認	漫然と長期にわたり処方されているものについて、確認を適切に行っていない。
		投薬日数を調整するための頓服としての処方が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
	3 調剤済処方箋の取扱い	保険薬剤師の署名又は記名・押印がない。
	4 調剤録の取扱い	調剤録の記入について、調剤した薬剤師の氏名の記載がない。
2 調剤技術料に関する事項	1 一包化加算	一包化に治療上の必要性が認められない。
		薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、一包化の理由を調剤録等に記載していない。
	2 自家製剤加算	調剤録等に製剤工程を記載していない。
3 薬学管理料に関する事項	1 薬剤服用歴の記録	患者ごとの薬剤服用歴の記録を作成していない。
		薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。
		服薬指導を行った保険薬剤師の氏名の記載がない。
		患者の基礎情報の記載が不十分
		患者の体質の記載が不十分
		薬学的管理に必要な患者の生活像の記載が不十分
		疾患に関する情報の記載が不十分
		併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。)等の状況の記載が不十分
		後発医薬品の使用に関する患者の意向の記載が不十分

【薬局】個別指導における指摘事項(令和2年度)

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容
3 薬学管理料に関する事項	1 薬剤服用歴の記録	服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況の記載が不十分
		服薬状況(残薬の状況を含む。)の記載が不十分
		患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の記載が不十分
		服薬指導の要点の記載がない、又は不十分
		手帳活用の有無の記載がない。
		手帳を活用しなかった場合に、その理由と患者への指導の有無の記載がない。
		今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点の記載が不十分
	2 薬剤情報提供文書	用法の記載がない、不適切又は不十分
		用量の記載がない、不適切又は不十分
		効能、効果の記載がない、不適切又は不十分
		副作用の記載がない、不適切又は不十分
		相互作用の記載がない、不適切又は不十分
		服用及び保管取扱い上の注意事項の記載がない、不適切又は不十分
情報提供を行った保険薬剤師の氏名の記載がない。		
3 薬剤の記録用の手帳	必要に応じて服用に際して注意すべき事項の記載がない、不適切又は不十分	
4 薬剤服用歴管理指導料	居宅療養管理指導費を算定している月に薬剤服用歴管理指導料(薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷による臨時的投薬が行われた場合を除く。)を算定している。	

【薬局】個別指導における指摘事項(令和2年度)

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容
3 薬学管理料に関する事項	4 薬剤服用歴管理指導料	同一日に同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された複数の処方箋について、薬剤服用歴管理指導料を複数回(2回)算定している。
	5 麻薬管理指導加算	薬剤服用歴の記録に薬学的管理指導、指導の要点の記載、処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点がない、又は不十分
	6 重複投薬・相互作用等防止加算	薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
		処方の変更が行われなかった場合に算定している。
		処方漏れの場合に算定している。
		処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更が行われた内容が、薬学的観点から必要と認められる事項に該当していない場合に算定している。
	7 特定薬剤管理指導加算	特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
		特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導が不十分
		薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない、又は不十分
		従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない、又は不十分
8 乳幼児服薬指導加算	薬剤服用歴の記録及び手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない、又は不十分	
	薬剤服用歴の記録及び手帳に、乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容の記録に記載がない。	
9 かかりつけ薬剤師指導料	薬剤服用歴の記録に、患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等についての内容の記載がない。	
10 在宅患者訪問薬剤管理指導料	薬学的管理指導計画に患家への訪問回数・訪問間隔の記載がない。	
	薬剤服用歴の記録に、訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名、処方医から提供された情報の要点、訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容、処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点、処方医以外の医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点の記載がない、又は不十分	

【薬局】個別指導における指摘事項(令和2年度)

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容
3 薬学管理料に関する事項	11 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	薬剤服用歴の記録に、訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医から緊急の要請があった日付及び当該要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨、当該保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点の記載がない、又は不十分
	12 在宅患者緊急時等共同指導料	薬剤服用歴の記録に、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の要請があつて患者を訪問し、他の医療関係職種等と共同してカンファレンスを行い、その結果を踏まえて薬学的管理指導を実施した旨及びその理由、当該保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点の記載がない、又は不十分
4 事務的事項	1 標示	保険薬局である旨の標示がない。
	2 届出事項	保険薬剤師(常勤・非常勤)の異動の届出がない。
		開局時間の変更の届出がない。
	3 掲示事項	薬剤服用歴管理指導料に関する事項の掲示がない。
		北海道厚生局長に届け出た事項に関する掲示がない。
		明細書の発行状況に関する事項の掲示がない、又は不適切
		明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
		在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。
後発医薬品調剤体制加算関係について、後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。		
4 保険外負担	患者からの実費徴収について、薬剤の容器の費用の標記に貸与ができる記載がなく、容器代だけの記載となっている。	
5 療養担当規則	無料巡回バスの運行について、健康保険事業の健全な運営の確保、経済上の利益の提供による誘引の禁止などの観点から不適切な取扱いが認められた。	
5 その他	1 保険請求に当たっての請求内容の確認	保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。

【薬局】個別指導における指摘事項(令和2年度)

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容
5 その他	2 保険薬局開設者が他の保険薬局も開設している場合	開設者は、今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。